

# 熊谷市環境白書

## 資 料 編

(令和5年度版)

1	環境審議会会議記録	資-1
2	データ集	資-2
3	環境年表(熊谷市・全国の動き)	資-3
4	環境用語集	資-4

様式第2号（第10条関係）

## 会議記録

附属機関の名称	熊谷市環境審議会
開催日時	令和4年11月21日（月）午後3時30分～午後5時
開催場所	江南行政センター 3階大会議室
出席者	<p>【委員 計15名】</p> <p>高村弘毅委員（会長）、鈴木パーカー明日香委員（副会長）、新井千明委員、福田勝美委員、田中正委員、鳴井達夫委員、依田英世委員、出井哲司委員、八木伸一委員、後藤素彦委員、青木登喜代委員、高橋孝子委員、植野智恵子委員、小山省吾委員、安野三夫委員</p> <p>【事務局 計9名】</p> <p>環境部 高橋部長  環境政策課 本堂課長、君島副課長、高橋公害対策係長  環境推進課 萩野課長  第一水光園 遠藤所長  環境美化センター 大橋所長</p>
傍聴人	なし
問い合わせ先 (所管課)	環境部環境政策課（江南庁舎2階） TEL 048-536-1547（内線203）
内容	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長の選出について</li> <li>2 副会長の選出について</li> <li>3 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の策定について（諮問）</li> <li>4 熊谷市環境白書（令和4年度版）（案）について</li> <li>5 その他</li> </ol> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長の選出について 高村弘毅委員を選任</li> <li>2 副会長の選出について 鈴木パーカー明日香委員を選任</li> <li>3 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の策定について市長から審議会へ諮問 〈各委員からの意見〉</li> </ol> <p>・施行規則第12条（4）自然環境の保全と「代償」の記</p>

	<p>載を。代償する措置が必要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・太陽光の廃棄、廃棄費用積み立てガイドラインだけではなく、実際にどのように廃棄するのか明文化し、指導を</li><li>・将来の廃棄物問題を見据え、廃棄業者の育成を</li><li>・事業者と住民が協定出来ることを明確に</li><li>・業者が倒産して太陽光廃棄処理に影響がないよう検討を</li><li>・施行規則、災害の防止の力で「別途協議のうえ…」記載は例外規定を盛り込むことになる。例外があるとそれに流されやすくなる。運用は慎重に</li></ul> <p>同日、答申書（案）を審議会に提出 意見なし。審議のうえ原案どおり答申することとした。</p> <p>4 熊谷市環境白書（令和4年度版）（案）について 各委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生態系調査の必要性の認識を要望</li></ul> <p>意見を事務局で修正し、令和4年12月公表することとした。</p> <p>6 その他 なし。</p>
--	---

## (1)大気汚染

## 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## (1)-1 大気環境調査(市実施)

## 二酸化硫黄の年平均値経年変化(市内6地点)

単位:ppm

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
外原自治会館	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
延命寺	0.004	0.002	0.005	0.004	0.002
万吉第一集会所	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003
市田保育所	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
妻沼行政センター	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
ふれあいの里こうなん	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003
平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

1. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ1時間値が0.1ppm以下であること

## 二酸化硫黄(市内6地点)

単位:ppm

	5月	8月	11月	2月	平均値
外原自治会館	<0.001	0.001	<0.001	0.004	0.002
延命寺	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002
万吉第一集会所	0.006	0.001	0.002	0.004	0.003
市田保育所	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001
妻沼行政センター	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
ふれあいの里こうなん	0.005	<0.001	0.003	0.001	0.003
平均値	0.003	0.001	0.002	0.003	0.002

## 二酸化窒素の年平均値経年変化（市内10地点）

単位：ppm

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
熊谷市役所	0.010	0.008	0.007	0.007	0.006
龍泉寺	0.011	0.009	0.009	0.008	0.007
万吉第一集会所	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
肥塚 自動車排出ガス測定局	0.021	0.014	0.012	0.012	0.011
新堀	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010
楊井	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005
市田保育所	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
妻沼行政センター	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007
間々田コミュニティセンター	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
ふれあいの里こうなん	0.011	0.009	0.009	0.009	0.007
平均値	0.011	0.009	0.008	0.008	0.007

1. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

## 二酸化窒素（市内10地点）

単位：ppm

	5月	8月	11月	2月	平均
熊谷市役所	0.005	0.005	0.008	0.007	0.006
龍泉寺	0.006	0.006	0.009	0.008	0.007
万吉第一集会所	0.005	0.005	0.009	0.009	0.007
肥塚 自動車排出ガス測定局	0.010	0.008	0.014	0.012	0.011
新堀	0.009	0.008	0.011	0.010	0.010
楊井	0.004	0.004	0.006	0.007	0.005
市田保育所	0.005	0.004	0.008	0.007	0.006
妻沼行政センター	0.005	0.006	0.008	0.007	0.007
間々田コミュニティセンター	0.004	0.005	0.007	0.006	0.006
ふれあいの里こうなん	0.006	0.005	0.009	0.007	0.007
平均値	0.006	0.006	0.009	0.008	0.007

## 二酸化窒素の年平均値経年変化（熊谷工業団地周辺5地点）

単位：ppm

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
延命寺	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
みいずが原公園	0.011	0.009	0.008	0.008	0.007
上林公園	0.010	0.010	0.010	0.010	0.008
外原自治会館	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006
拾六間	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006
平均値	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

## 二酸化窒素（熊谷工業団地周辺5地点）

単位：ppm

地点名称\測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
延命寺	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.008	0.010	0.006	0.009	0.010	0.007	0.007
みいずが原公園	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007	0.009	0.005	0.009	0.009	0.006	0.007
上林公園	0.007	0.008	0.009	0.008	0.009	0.007	0.009	0.010	0.005	0.010	0.009	0.008	0.008
外原自治会館	0.006	0.005	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007	0.008	0.006	0.008	0.007	0.006	0.006
拾六間	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005	0.005	0.007	0.009	0.006	0.008	0.008	0.005	0.006
平均値	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.008	0.009	0.006	0.009	0.009	0.006	0.007

## 総ばいじん量の経年変化

単位：t/km<sup>2</sup>/月

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
三尻中学校*	2.0	2.1	1.6	1.9	2.2
三尻小学校	2.3	2.3	2.2	2.5	2.6
航空自衛隊熊谷基地	2.1	2.0	1.6	2.5	1.8
中央公民館	1.6	1.6	1.5	1.6	1.7
平均値	2.0	2.0	1.7	2.1	2.1

※平成30年度まで三ヶ尻で測定を行っていましたが、地点閉鎖のため、令和元年度より三尻中学校で測定を行っています。

## 総ばいじん量の経月変化

単位：t/km<sup>2</sup>/月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
三尻中学校	2.1	3.1	1.5	2.2	1.5	2.2	1.8	1.8	1.1	6.0	2.0	1.5	2.2
三尻小学校	2.4	7.0	2.4	2.7	2.1	2.5	1.8	2.2	1.1	3.1	1.8	2.0	2.6
航空自衛隊熊谷基地	2.0	3.8	1.6	1.9	1.7	2.0	1.3	1.6	0.6	2.0	1.3	2.0	1.8
中央公民館	1.8	2.2	1.4	1.7	1.5	2.4	1.4	1.1	0.7	2.6	1.5	1.9	1.7
平均値	2.1	4.0	1.7	2.1	1.7	2.3	1.6	1.7	0.9	3.4	1.7	1.9	2.1

## 溶解性ばいじん量の測定結果

単位：t/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
三尻中学校	0.89	1.38	1.01	1.12	0.88	1.90	0.70	0.90	0.32	0.32	0.58	0.47	0.87
三尻小学校	1.37	1.98	1.08	1.17	0.87	2.04	0.91	1.14	0.52	0.83	0.89	0.59	1.12
航空自衛隊熊谷基地	0.87	1.50	1.12	1.15	1.13	1.76	0.63	0.68	0.23	0.57	0.57	0.22	0.87
中央公民館	0.73	0.99	0.98	0.92	0.93	2.06	0.62	0.71	0.30	0.56	0.51	0.39	0.81
平均値	0.97	1.46	1.05	1.09	0.95	1.94	0.72	0.86	0.34	0.57	0.64	0.42	0.92

## 不溶解性ばいじん量の測定結果

単位：t/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
三尻中学校	1.21	1.68	0.54	1.03	0.61	0.29	1.08	0.87	0.81	5.39	1.39	0.99	1.32
三尻小学校	0.99	5.02	1.31	1.51	1.24	0.48	0.94	1.10	0.63	2.22	0.90	1.40	1.48
航空自衛隊熊谷基地	1.14	2.32	0.52	0.79	0.61	0.22	0.62	0.97	0.33	1.48	0.77	1.77	0.96
中央公民館	1.10	1.25	0.44	0.81	0.58	0.30	0.73	0.43	0.42	2.05	0.95	1.49	0.88
平均値	1.11	2.57	0.70	1.04	0.76	0.32	0.84	0.84	0.55	2.79	1.00	1.41	1.16

## pHの測定結果

地点名称\測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
三尻中学校	6.7	6.1	6.2	6.0	5.7	6.1	6.8	6.5	6.5	6.7	6.7	6.3	6.4
三尻小学校	6.7	6.2	6.3	6.0	6.2	6.6	6.8	6.9	7.4	7.3	7.5	6.5	6.7
航空自衛隊熊谷基地	6.4	5.6	6.0	5.5	5.8	6.0	6.0	6.4	6.5	6.1	6.7	6.2	6.1
中央公民館	6.2	5.4	5.7	5.4	6.1	5.7	6.0	6.3	6.5	6.2	6.7	5.8	6.0
平均値	6.5	5.8	6.1	5.7	6.0	6.1	6.4	6.5	6.7	6.6	6.9	6.2	6.3

## 不溶解性カルシウムの測定結果

単位：kg/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	5月	8月	11月	2月	平均
三尻中学校	6.25	3.40	8.47	30.40	12.13
三尻小学校	72.40	21.70	43.40	45.50	45.75
航空自衛隊熊谷基地	29.20	9.59	12.80	9.84	15.36
中央公民館	2.64	1.57	2.19	19.20	6.40
平均値	27.62	9.07	16.72	26.24	19.91

## 溶解性カルシウムイオン量の測定結果

単位：kg/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	5月	8月	11月	2月	平均
三尻中学校	102.0	47.3	57.8	52.8	65.0
三尻小学校	133.0	78.2	132.0	213.0	139.1
航空自衛隊熊谷基地	89.6	65.4	34.4	40.4	57.5
中央公民館	59.4	26.0	24.8	37.4	36.9
平均値	96.0	54.2	62.3	85.9	74.6

## 不溶性クロム量の測定結果

単位：kg/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	5月	8月	11月	2月	平均
三尻中学校	0.34	0.06	0.09	0.12	0.15
三尻小学校	0.70	0.12	0.14	0.11	0.27
航空自衛隊熊谷基地	0.44	0.07	0.07	0.10	0.17
中央公民館	0.09	<0.05	<0.05	0.07	0.08
平均値	0.39	0.08	0.10	0.10	0.17

## 不溶性鉛量の測定結果

単位：kg/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	5月	8月	11月	2月	平均
三尻中学校	1.09	0.12	0.20	0.42	0.46
三尻小学校	11.80	0.60	0.43	0.57	3.35
航空自衛隊熊谷基地	0.98	0.29	0.16	0.33	0.44
中央公民館	0.29	0.34	0.22	0.42	0.32
平均値	3.54	0.34	0.25	0.44	1.14

## 不溶性カドミウム量の測定結果

単位：kg/km<sup>2</sup>/月

地点名称\測定月	5月	8月	11月	2月	平均
三尻中学校	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
三尻小学校	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
航空自衛隊熊谷基地	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
中央公民館	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01



## (1)ー2 光化学スモッグ(県実施)

## 光化学スモッグ注意報等の発令状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成22年度	予報発令回数	0	2	0	6	6	1	15
	注意報発令回数	0	1	2	6	7	3	19
平成23年度	予報発令回数	0	1	1	4	5	0	11
	注意報発令回数	0	1	1	3	6	2	13
平成24年度	予報発令回数	0	0	0	2	1	0	3
	注意報発令回数	1	0	0	1	0	0	2
平成25年度	予報発令回数	0	0	0	4	4	0	8
	注意報発令回数	0	0	0	4	0	0	4
平成26年度	予報発令回数	0	0	2	2	2	0	6
	注意報発令回数	0	0	0	4	3	0	7
平成27年度	予報発令回数	0	0	0	7	4	0	11
	注意報発令回数	0	0	0	5	2	0	7
平成28年度	予報発令回数	0	0	1	0	0	0	1
	注意報発令回数	0	0	0	1	0	0	1
平成29年度	予報発令回数	0	2	1	3	0	0	6
	注意報発令回数	0	3	3	2	1	0	9
平成30年度	予報発令回数	0	1	0	2	1	0	4
	注意報発令回数	0	0	0	1	1	0	2
令和元年度	予報発令回数	0	3	0	0	6	0	9
	注意報発令回数	0	3	0	1	1	0	5
令和2年度	予報発令回数	0	0	0	0	2	0	2
	注意報発令回数	0	0	0	0	2	0	2
令和3年度	予報発令回数	0	0	0	0	1	0	1
	注意報発令回数	0	0	0	0	1	0	1
令和4年度	予報発令回数	0	0	3	2	0	0	5
	注意報発令回数	0	0	3	1	0	0	4

## (2)水質汚濁

## (2)-1 公共用水域

## 人の健康の保護に関する環境基準

No.	項 目	基準値 (mg/1 以下)
1	カドミウム	0.003
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01
4	六価クロム	0.02
5	砒素	0.01
6	総水銀	0.0005
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02
10	四塩化炭素	0.002
11	1,2-ジクロロエタン	0.004
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
14	1,1,1-トリクロロエタン	1
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
16	トリクロロエチレン	0.01
17	テトラクロロエチレン	0.01
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002
19	チウラム	0.006
20	シマジン	0.003
21	チオベンカルブ	0.02
22	ベンゼン	0.01
23	セレン	0.01
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
25	ふっ素	0.8
26	ほう素	1
27	1,4-ジオキサン	0.05

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## 生活環境の保全に関する環境基準

## 河川(湖沼を除く。)

## ア

類型	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数	河川名称
A	6.5~8.5	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300 CFU/100ml 以下	利根川 (坂東大橋から江戸川分岐点まで) 荒川 (中津川合流点から秋ヶ瀬取水堰まで)
B	6.5~8.5	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000 CFU/100ml 以下	和田吉野川 福川
C	6.5~8.5	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	元荒川

## イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸および その塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特A	生物 A 水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特B	生物 A 又は生物 B 水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

## (2)-1-1 公共用水域水質測定結果(市実施)

## 1 道閑堀 道閑堀排水機場

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.5	7.7	2.6	11	9.1	860						
R4.8.22	26.7	7.5	1.7	21	8.7	220	3.1	0.2	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4.11.14	15.6	7.8	2.0	6	10	310						
R5.2.27	9.0	7.5	4.7	8	10	360	6.7	0.72				
平均値		7.6	2.8	12	9.5	438	4.9	0.46				
75%水質値			2.6									

## 2 福川 境橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.3	7.5	2.7	11	7.7	740						
R4.8.22	24.7	7.1	1.6	7	7.8	280	4.3	0.15	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	16.5	7.5	0.7	2	9.3	770						
R5.2.27	11.2	7.4	1.7	2	10	1,400	8.4	0.47				
平均値		7.4	1.7	6	8.7	798	6.4	0.31				
75%水質値			1.7									

## 3 新奈良川 東耕地橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	16.5	7.4	4.1	9	5.4	250						
R4.8.22	25.4	7.7	1.2	6	8.2	880	2.0	0.092	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4.11.14	16.2	8.0	2.1	3	9.3	10,000						
R5.2.27	7.0	7.7	1.7	<1	13	110	11.0	1.9				
平均値		7.7	2.3	6	9.0	2,810	6.5	1.00				
75%水質値			2.1									

## 4 新奈良川 下田島橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.7	7.3	32	8	5.8	400						
R4.8.22	25.4	7.3	1.5	6	7.0	160	1.5	0.086	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4.11.14	14.3	7.9	1.7	2	13	560						
R5.2.27	7.2	7.7	2.8	2	12	47	4.1	0.33				
平均値		7.6	9.5	5	9.5	292	2.8	0.21				
75%水質値			2.8									

## 5 さすなべ落とし 五郎兵衛沼出水口

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.6	7.8	3.1	10	8.4	510						
R4.8.22	26.1	7.5	1.8	6	8.5	160	1.5	0.091	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	14.8	7.8	1.7	2	12	100						
R5.2.27	7.6	7.6	2.7	2	14	360	4.3	0.26				
平均値		7.7	2.3	5	10.7	283	2.9	0.18				
75%水質値			2.7									

## 6 青木堀 下川上地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.2	7.6	2.9	7	7.3	950						
R4.8.22	26.5	7.0	1.8	5	8.1	240	1.5	0.09	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	15.5	7.9	1.2	2	12	70						
R5.2.27	9.8	7.7	1.8	1	13	110	3.4	0.18				
平均値		7.6	1.9	4	10.1	343	2.5	0.14				
75%水質値			1.8									

資料編 2 データ集

7 新星川 円光一丁目地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.3	7.7	5.0	4	7.1	11,000						
R4.8.22	27.2	8.3	2.2	30	9.8	2,300	2.9	0.23	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	15.0	7.7	3.3	2	9.2	1,700						
R5.2.27	9.7	7.7	7.5	3	11	2,100	8.4	1.0				
平均値		7.9	4.5	10	9.3	4,275	5.7	0.61				
75%水質値			5.0									

8 星川 境橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.8	7.2	2.5	8	6.1	380						
R4.8.22	27.2	7.2	1.7	4	6	110	2.1	0.11	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4.11.14	17.3	7.6	1.3	5	9.5	130						
R5.2.27	14.2	7.3	2.7	3	11	44	4.9	0.30				
平均値		7.3	2.1	5	8.3	166	3.5	0.21				
75%水質値			2.5									

9 導水幹線星川 鎌倉広場

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	16.7	8.0	2.5	8	9.5	320						
R4.8.22	25.9	8.6	2.0	5	9.2	42	1.4	0.041	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4.11.14	14.3	7.8	1.6	3	9	470						
R5.2.27	9.0	7.7	2.3	1	12	120	2.8	0.097				
平均値		8.0	2.1	4	9.9	238	2.1	0.069				
75%水質値			2.3									

10 忍川 八幡橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.2	7.9	3.6	4	9.1	3,300						
R4.8.22	27.2	8.6	2.1	16	10	1,600	1.8	0.13	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	16.9	7.8	1.6	7	11	630						
R5.2.27	14.9	7.5	1.8	1	13	420	3.0	0.10				
平均値		8.0	2.3	7	10.8	1,488	2.4	0.12				
75%水質値			2.1									

11 元荒川 大曲地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	15.8	7.5	2.1	12	7.1	78						
R4.8.22	23.0	7.3	1	2	7.4	230	2.7	0.12	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	14.7	7.7	1.5	6	9.6	1,000						
R5.2.27	9.0	7.5	1.3	3	12	84	3.2	0.11				
平均値		7.5	1.5	6	9.0	348	3.0	0.12				
75%水質値			1.5									

12 荒川 押切橋上流

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	16.4	8.0	2.1	2	9.8	100						
R4.8.22	25.7	8.5	1.4	3	9.1	66	1.9	0.17	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	13.2	8.3	1.1	3	11	100						
R5.2.27	6.2	7.7	1.6	2	13	1,100	2.7	0.096				
平均値		8.1	1.6	3	10.7	342	2.3	0.133				
75%水質値			1.6									

13 荒川 大芦橋下流

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4.5.16	17.3	7.9	2.4	5	9.9	100						
R4.8.22	27.7	8.6	1.3	3	10	26	1.8	0.042	<0.0003	ND	<0.001	<0.005
R4.11.14	15.5	7.9	1.6	4	12	19						
R5.2.27	11.3	7.5	1.5	3	13	7	2.7	0.065				
平均値		8.0	1.7	4	11.2	38	2.3	0.054				
75%水質値			1.6									

資料編 2 データ集

14 石宮排水路 村岡土手下橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	20.4	7.5	9.9	10	7.2	360						
R4. 8. 22	28.4	7.2	10	15	2.6	900	2.7	0.26	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	16.6	7.6	2.4	7	7.7	130						
R5. 2. 27	12.4	7.5	7	11	10	620	3.3	0.14				
平均値		7.5	7.3	11	6.9	503	3.0	0.20				
75%水質値			9.9									

15 通殿川 中曾根地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	17.6	7.7	2.9	17	8.3	850						
R4. 8. 22	28.1	7.6	1.2	26	7.4	340	1.3	0.14	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	14.9	7.9	2.7	12	9	360						
R5. 2. 27	13.2	7.5	4.5	12	9.7	320	6.3	0.59				
平均値		7.7	2.8	17	8.6	468	3.8	0.37				
75%水質値			2.9									

16 通殿川 通殿川排水機場上流

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	17.5	7.6	2.4	18	7.6	140						
R4. 8. 22	28.2	7.5	1	25	7.5	160	1.4	0.12	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	14.1	7.9	2.0	7	10	640						
R5. 2. 27	12.8	7.5	3.9	13	11	250	5.5	0.41				
平均値		7.6	2.3	16	9.0	298	3.5	0.27				
75%水質値			2.4									

17 和田吉野川 上新田集落排水処理施設下流

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	16.0	7.8	1.8	5	9.3	540						
R4. 8. 22	25.9	7.2	1.1	3	8.8	520	1.8	0.16	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	13.2	8.0	2.5	1	10	190						
R5. 2. 27	4.8	7.7	1.1	1	13	150	4.7	0.20				
平均値		7.7	1.6	3	10.3	350	3.3	0.18				
75%水質値			1.8									

18 和田川 板井地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	16.3	7.9	2.0	1	9.6	630						
R4. 8. 22	24.5	7.1	1.2	3	6.6	240	2.3	0.054	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	12.6	8.0	1.7	4	10	330						
R5. 2. 27	3.9	7.7	1.8	1	13	330	3.9	0.031				
平均値		7.7	1.7	2	9.8	383	3.1	0.043				
75%水質値			1.8									

19 和田川 和田橋

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	17.7	7.8	2.2	3	9.6	90						
R4. 8. 22	28.9	8.0	1.2	4	8.9	220	1.3	0.16	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	14.6	7.8	1.5	4	9.6	100						
R5. 2. 27	10.8	7.6	2.3	2	12	3,500	7.1	0.72				
平均値		7.8	1.8	3	10.0	978	4.2	0.44				
75%水質値			2.2									

20 文覚川 小八林地内

採水日	採水温度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	Cd (mg/ℓ)	CN (mg/ℓ)	Pb (mg/ℓ)	Cr (VI) (mg/ℓ)
R4. 5. 16	17.6	7.6	2.8	13	8.0	180						
R4. 8. 22	27.0	7.3	1.5	6	8.0	64	2.5	0.14	<0.0003	ND	0.002	<0.005
R4. 11. 14	13.1	7.9	2.7	5	8.5	180						
R5. 2. 27	8.0	7.5	4.4	2	11	230	7.2	0.55				
平均値		7.6	2.9	7	8.9	164	4.9	0.35				
75%水質値			2.8									







## (3) 土壌汚染

## 土壌の汚染に係る環境基準

No.	項目	環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

## 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	/
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
第二種特定有害物質 (重金属)	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること	
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	/
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

## (4)騒音

## 騒音に係る環境基準

区域区分		時間区分	昼間	夜間
			午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		55dB以下	45dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域			
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		60dB以下	50dB以下

## 特定施設・指定騒音施設・指定騒音作業の規制基準

区域区分		時間区分	昼間	朝・夕	夜間
			午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		50dB	45dB	45dB
第2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域		55dB	50dB	45dB
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65dB	60dB	50dB
第4種	工業地域 工業専用地域(一部地域)		70dB	65dB	60dB

1. 用途地域は、都市計画法に基づく区分です。

**特定建設作業の規制基準**

区域区分	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	85dB	午後7時～ 午前7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2号区域		午後10時～ 午前6時	14時間/日		

1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における値です。
2. 用途地域は、都市計画法に基づく区分です。

1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域 工業専用地域

**作業場に係る騒音の規制基準**

区域区分	時間区分	昼間	朝・夕	夜間
		午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	50dB	45dB	45dB
第2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	55dB	50dB	45dB
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
第4種	工業地域 工業専用地域	70dB	65dB	60dB

## 深夜営業騒音に係る規制基準（午後10時から翌日午前6時まで）

区域区分	規制基準
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	45dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	50dB

## 自動車騒音の環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
A地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C地域のうち 車線を有する道路に面する地域		

1. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
3. B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域
4. C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 自動車騒音の環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

昼間	夜間
午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
70dB以下	65dB以下

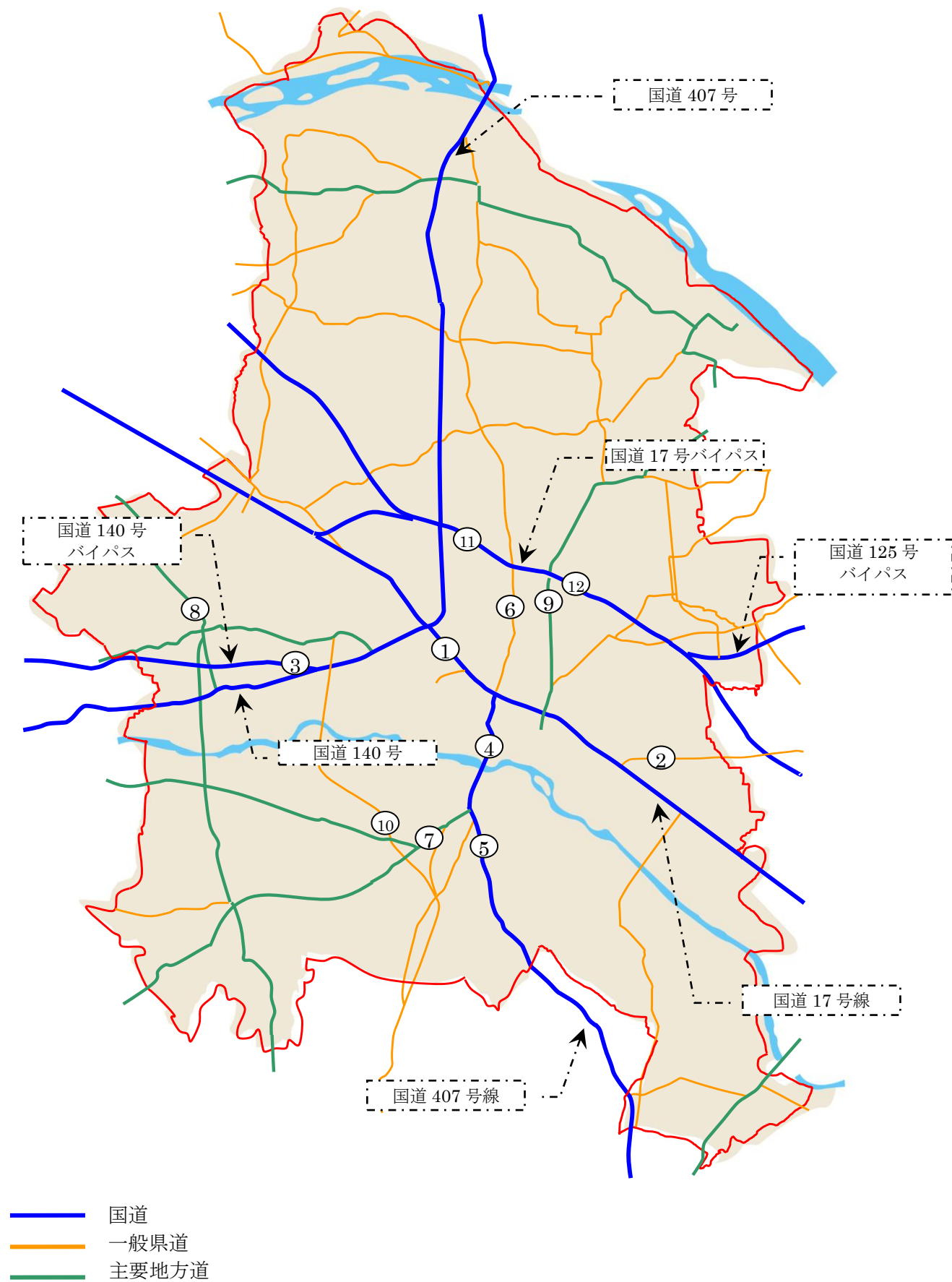
1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45dB以下、夜間：40dB以下）によることができる。

## 自動車騒音の要請限度

区域の区分		昼間	夜間
		午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
1	a区域及びb区域のうち 1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域 c区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

1. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
2. b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域
3. c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

熊谷市自動車騒音測定地点図



## (4)-1 熊谷市自動車騒音測定結果

## 昼間(午前6時～午後10時)

No	路線名	測定地点の 住所	等価騒音レベル(dB)				
			H30	R1	R2	R3	R4
1	国道 17 号	石原	66	67	66	66	66
2	県道熊谷羽生線	佐谷田	63	63	63	62	62
3	国道 140 号バイパス	大麻生	68	68	68	67	67
4	国道 407 号	河原町	70	71	70	70	70
5	国道 407 号	村岡	67	68	67	68	65
6	県道太田熊谷線	肥塚	68	66	65	66	66
7	主要地方道熊谷小川秩父線	万吉	68	67	66	68	67
8	主要地方道深谷東松山線	三ヶ尻	64	65	64	65	64
9	主要地方道熊谷館林線	肥塚	64	64	65	65	65
10	県道武蔵丘陵森林公園広瀬線	万吉	60	60	61	61	61
11	国道 17 号バイパス	代	63	65	64	65	63
12	国道 17 号バイパス	肥塚	53	54	53	53	—
要請限度			75				

## 夜間(午後10時～午前6時)

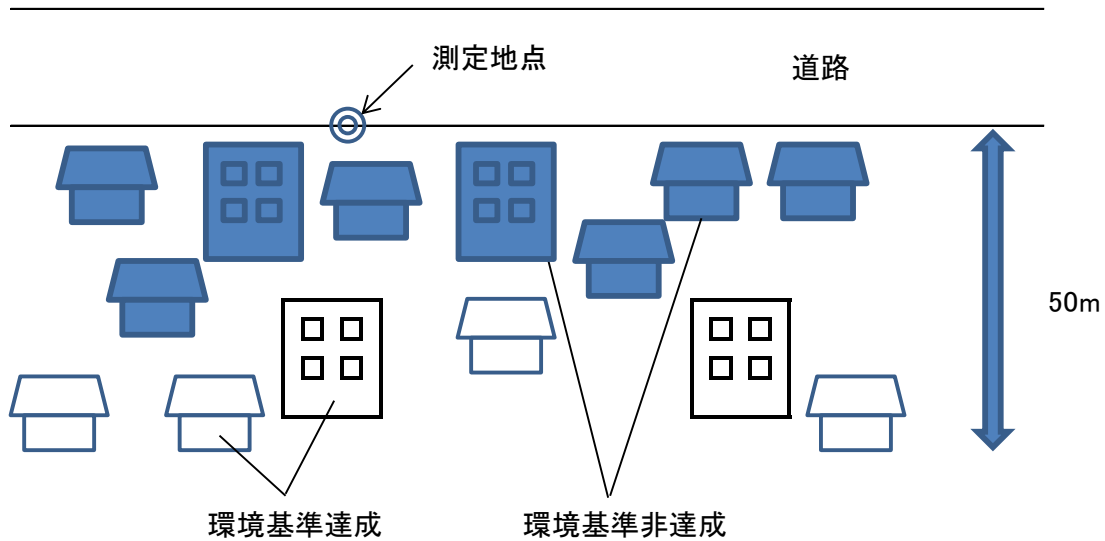
No	路線名	測定地点の 住所	等価騒音レベル(dB)				
			H30	R1	R2	R3	R4
1	国道 17 号	石原	65	64	63	63	63
2	県道熊谷羽生線	佐谷田	58	59	59	57	58
3	国道 140 号バイパス	大麻生	64	63	64	63	63
4	国道 407 号	河原町	69	70	69	69	68
5	国道 407 号	村岡	66	67	67	68	64
6	県道太田熊谷線	肥塚	67	64	64	65	64
7	主要地方道熊谷小川秩父線	万吉	62	62	61	62	61
8	主要地方道深谷東松山線	三ヶ尻	60	60	59	60	60
9	主要地方道熊谷館林線	肥塚	59	59	59	60	59
10	県道武蔵丘陵森林公園広瀬線	万吉	58	57	59	59	59
11	国道 17 号バイパス	代	60	62	62	62	60
12	国道 17 号バイパス	肥塚	51	51	51	50	—
要請限度			70				

1. 網掛けは、要請限度超過を示す。
2. NO.12 は過去5年以上低い数値で環境基準を達成したため、令和4年度から測定を終了しました。

## 自動車騒音面的評価業務

自動車騒音面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点1地点で等価騒音レベルの測定を行い、「面的評価支援システム」に測定結果、道路構造、建物構造などを入力します。システムによって道路に面する地域(道路端から50mの範囲内)にあるすべての住居等について、等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数及びその割合を把握します。

### <面的評価のイメージ図>


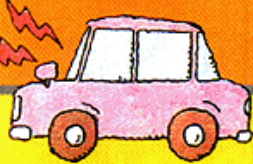

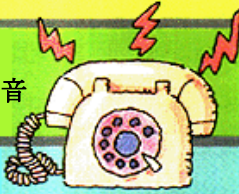





### (4)-1 熊谷市自動車騒音面的評価結果

路線名	環境基準達成率(%)			路線名	環境基準達成率(%)		
	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
一般国道125号	100.0	98.0	98.0	籠原停車場線	100.0	100.0	100.0
一般国道140号	91.5	82.8	82.8	ときがわ熊谷線	100.0	100.0	100.0
一般国道17号	97.9	88.3	88.3	北河原熊谷線	100.0	100.0	100.0
一般国道407号	98.7	86.8	86.8	石原停車場線	99.4	99.4	99.4
熊谷小川秩父線	100.0	100.0	100.0	胃山熊谷線	99.4	100.0	99.4
本庄妻沼線	100.0	98.5	98.5	弁財深谷線	100.0	99.5	99.5
深谷東松山線	99.3	99.3	99.3	原郷熊谷線	100.0	99.0	99.0
羽生妻沼線	100.0	99.6	99.6	新城尾島線	99.7	94.2	94.2
行田東松山線	86.0	86.0	86.0	小島太田線	100.0	100.0	100.0
熊谷児玉線	100.0	100.0	100.0	弥藤吾行田線	100.0	100.0	100.0
熊谷寄居線	100.0	100.0	100.0	福田鴻巣線	97.9	100.0	97.9
熊谷館林線	100.0	99.9	99.9	太田熊谷線	99.7	99.5	99.4
熊谷停車場線	100.0	87.5	87.5	小八林久保田下青鳥線	100.0	100.0	100.0
深谷飯塚線	100.0	100.0	100.0	美土里町新堀線	100.0	100.0	100.0
熊谷羽生線	99.5	98.9	98.9	葛和田新堀線	99.8	99.5	99.5
小江川本田線	100.0	100.0	100.0	武蔵丘陵森林公園広瀬線	97.4	90.8	90.8



騒音の大きさの例

120dB	飛行機のエンジンの近くの音	
110dB	自動車の警笛 (前方 2m)	
100dB	電車通過時のガード下	
90db	大声による独唱 騒々しい工場の音	
80dB	地下鉄の車内	
70dB	電話のベル 騒々しい事務所の音 騒々しい街頭	
60dB	普通の会話 静かな乗用車の車内	
50dB	静かな事務所	
40dB	静かな住宅の昼間 図書館	
30dB	郊外の深夜 ささやき声	
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(1m)	

出典:「騒音・振動を考える、環境シリーズ No,10」(財)日本環境協会

## (5) 振動

## 特定施設・指定振動施設の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60dB	55dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

## 特定建設作業の規制基準

区域区分	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	75dB	午後7時～ 午前7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2号区域		午後10時～ 午前6時	14時間/日		

1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における値です。
2. 用途地域は、都市計画法に基づく区分です。

1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域

作業場に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60dB	55dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

振動の大きさの例

dB	影響度合い	気象庁震度階	震度
90	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す。	4
80	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合)  深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げものは相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の地震	3
70	浅い睡眠に影響が出始める	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震	2
60	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	静止している人や、特に地震に注意深い人にだけ感ずる程度の地震	1
50		人体に感じない程度で地震計に記録される程度の地震	0

## (6)ダイオキシン類

## (6)ー1 ダイオキシン類大気環境濃度測定結果(市実施)

## ① 春期調査結果(実施日:令和4年5月19日~5月26日)

## 一般環境測定局

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	妻沼行政センター	弥藤吾 2450	0.0118269	0.00167915	0.014
2	熊谷市役所	宮町 2-47-1	0.0116824	0.0022049	0.014
3	市田小学校	小泉 243-1	0.009185	0.00149412	0.011
4	江南行政センター	江南中央 1-1	0.0127621	0.00176674	0.015

## 熊谷工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	みいずが原公園	御稜威ヶ原 138-5	0.0266581	0.00637026	0.033
2	三尻小学校	三ヶ尻 2862-1	0.0185396	0.00260137	0.021

## 熊谷吉岡工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	吉岡小学校	万吉 2103	0.0099866	0.000196435	0.010
	(下値は二重測定値)		0.010219	0.000200595	0.011
2	登由宇気神社	村岡 851-1	0.0199574	0.0030977	0.023

## ② 夏期調査結果(実施日:令和4年8月18日~8月25日)

## 一般環境測定局

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	妻沼行政センター	弥藤吾 2450	0.0091537	0.00208075	0.011
2	熊谷市役所	宮町 2-47-1	0.0086343	0.003113315	0.012
3	市田小学校	小泉 243-1	0.0051236	0.000156235	0.0053
4	江南行政センター	江南中央 1-1	0.0077273	0.00174136	0.0095

## 熊谷工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	みいずが原公園	御稜威ヶ原 138-5	0.0137305	0.00563998	0.019
2	三尻小学校	三ヶ尻 2862-1	0.0127734	0.00348466	0.016

## 熊谷吉岡工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	吉岡小学校	万吉 2103	0.0076091	0.001904555	0.0095
	(下値は二重測定値)		0.0060145	0.002118895	0.0081
2	登由宇気神社	村岡 851-1	0.024146	0.003494555	0.028

## ③ 秋期調査結果(実施日:令和4年11月17日~11月24日)

## 一般環境測定局

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	妻沼行政センター	弥藤吾 2450	0.0090845	0.00135805	0.010
2	熊谷市役所	宮町 2-47-1	0.0155345	0.001571	0.017
3	市田小学校	小泉 243-1	0.015213	0.000105285	0.015
4	江南行政センター	江南中央 1-1	0.0051337	0.001163125	0.0063

## 熊谷工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	みいずが原公園	御稜威ヶ原 138-5	0.0231462	0.00543194	0.029
2	三尻小学校	三ヶ尻 2862-1	0.049607	0.00484867	0.054

## 熊谷吉岡工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	吉岡小学校	万吉 2103	0.013557	0.001552905	0.015
	(下値は二重測定値)		0.0143654	0.001354645	0.016
2	登由宇気神社	村岡 851-1	0.0152173	0.00165937	0.017

## ④ 冬期調査結果(実施日:令和5年1月11日~1月18日)

## 一般環境測定局

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	妻沼行政センター	弥藤吾 2450	0.0192072	0.001146615	0.020
2	熊谷市役所	宮町 2-47-1	0.0251154	0.00134646	0.026
3	市田小学校	小泉 243-1	0.0312952	0.00315464	0.034
4	江南行政センター	江南中央 1-1	0.0239595	0.00423967	0.028

## 熊谷工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	みいずが原公園	御稜威ヶ原 138-5	0.225319	0.02741759	0.25
2	三尻小学校	三ヶ尻 2862-1	0.0448824	0.004273955	0.049

## 熊谷吉岡工業団地及び周辺地域

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	測定地点	所在地	PCDD+PCDF	コプラナーPCB	ダイオキシン類
1	吉岡小学校	万吉 2103	0.0127799	0.001546015	0.014
	(下値は二重測定値)		0.0136426	0.001849275	0.015
2	登由宇気神社	村岡 851-1	0.0238401	0.00226116	0.026

1 環境基準:0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

## (6)-2 河川水のダイオキシン類濃度測定結果(市実施)

単位:pg-TEQ/l

No.	調査地点	年平均値
1	三尻都市下水路	0.13
	三尻都市下水路(二重測定)	0.13

- 1 環境基準:1.0pg-TEQ/l以下
- 2 令和4年11月18日採水

## (7)有害化学物質等の排出の抑制

## (7)-1 地下水

## 地下水の水質汚濁に係る環境基準

No.	項 目	基準値 (mg/ l 以下)
1	カドミウム	0.003
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01
4	六価クロム	0.02
5	砒素	0.01
6	総水銀	0.0005
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02
10	四塩化炭素	0.002
11	クロロエチレン	0.002
12	1,2-ジクロロエタン	0.004
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04
15	1,1,1-トリクロロエタン	1
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
17	トリクロロエチレン	0.01
18	テトラクロロエチレン	0.01
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002
20	チウラム	0.006
21	シマジン	0.003
22	チオベンカルブ	0.02
23	ベンゼン	0.01
24	セレン	0.01
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
26	ふっ素	0.8
27	ほう素	1
28	1,4-ジオキサン	0.05

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## (7)-1-1 地下水概況調査結果【常時監視】(市実施)

令和4年8月25日採水

区画番号	2814	2715	2513	2315	2113	単位	環境基準
所在地	弥藤吾	西城	玉井南	鎌倉町	小江川		
井戸の利用目的	雑用	雑用	雑用	雑用	雑用		
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	mg/L	≦0.003
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	mg/L	不検出
鉛	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	mg/L	≦0.01
六価クロム	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	≦0.05
砒素	< 0.001	0.004	< 0.001	< 0.001	< 0.001	mg/L	≦0.01
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	mg/L	≦0.0005
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	mg/L	不検出
ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	≦0.02
四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	mg/L	≦0.002
クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	mg/L	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	mg/L	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	≦0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	
1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	mg/L	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	mg/L	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	mg/L	≦0.006
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	mg/L	≦0.01
テトラクロロエチレン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	mg/L	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	mg/L	≦0.002
チウラム	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	mg/L	≦0.006
シマジン	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	mg/L	≦0.003
チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	mg/L	≦0.02
ベンゼン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	mg/L	≦0.01
セレン	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	mg/L	≦0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.9	1.1	8.4	1.2	1.2	mg/L	≦10
硝酸性窒素	3.9	1.0	8.4	1.2	1.2	mg/L	
亜硝酸性窒素	< 0.005	0.052	< 0.005	< 0.005	< 0.005	mg/L	
ふっ素	< 0.08	0.09	< 0.08	0.08	< 0.08	mg/L	≦0.8
ほう素	< 0.02	0.05	0.02	0.03	0.02	mg/L	≦1
1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	mg/L	≦0.05

1. 網掛けは、環境基準超過を示す。
2. <表示は、定量下限値未満を示す。
3. 検出されないことは、当該分析方法により分析を行った際の定量下限値を下回ることをいう。



## (7)-1-2 地下水継続監視調査結果【常時監視】(市実施)

令和4年8月25日採水

区画番号	2016	2512	単位	環境基準
所在地	玉作	三ヶ尻		
井戸の利用目的	雑用	工業用		
砒素	0.009		mg/L	≤0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		9.7	mg/L	≤10
硝酸性窒素		9.7	mg/L	
亜硝酸性窒素		< 0.005	mg/L	

1. 網掛けは、環境基準超過を示す。
2. <表示は、定量下限値未満を示す。
3. 検出されないことは、当該分析方法により分析を行った際の定量下限値を下回ることをいう。

## (7)-1-3 地下水継続監視調査結果(市実施)

令和4年8月16日採水

調査地点		トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1,1,1- トリクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン
別府地区 及び その周辺地域	東別府 500 番地付近	<0.001	<0.0005	0.0016	<0.002	<0.004
	西別府 1900 番地付近	<0.001	<0.0005	0.0012	<0.002	<0.004
	別府二丁目地内	<0.001	<0.0005	0.0016	<0.002	<0.004
	別府三丁目地内	<0.001	<0.0005	0.0016	<0.002	<0.004
	別府四丁目地内	<0.001	<0.0005	0.0015	<0.002	<0.004
	別府五丁目地内	0.002	<0.0005	0.0011	<0.002	<0.004
	玉井 2000 番地付近	<0.001	<0.0005	0.0020	<0.002	<0.004
	中奈良 2000 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
	中奈良 2300 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
千代地区 及び その周辺地域	千代 200 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
	成沢 400 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
	三本 300 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
	三本 1200 番地付近	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.004
環境基準		0.01 以下	0.01 以下	1 以下	0.1 以下	0.04 以下

1. 単位:mg/l
- <表示は、定量下限値未満を示す。

環境年表(熊谷市・全国の動き)

年月	熊谷市	全国の動き
昭和 24 .	市直営塵芥処理開始	
27 .	「熊谷市し尿汲取手数料条例」施行	
29 .	「熊谷市清掃条例」施行	「清掃法」施行
31 .	市街地の下水道整備に着手	
34 . 12	熊谷市立し尿処理施設「祉殿処理場」設置	
36 . 3		四日市市で喘息患者多発
39 . 8	熊谷市環境衛生審議会 設置	
42 . 8		「公害対策基本法」制定
43 . 3		イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起
43 . 6		「大気汚染防止法」制定 「騒音規制法」制定
44 . 4	民生部公害安全課公害係・清掃事務所(衛生センター)設置	「公害紛争処理法」制定
45 . 12		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布 「水質汚濁防止法」制定
46 . 6		「悪臭防止法」制定
46 . 7		環境庁発足
47 . 3		通産省、PCBの生産及び使用を中止
47 . 4	「熊谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 「熊谷市空き地の環境保全に関する条例」施行	第1回環境週間始まる(6月5日~11日)
49 . 1	衛生部環境衛生第一課及び第二課 設置	
49 . 7		関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ。
49 . 8	熊谷市環境衛生協議会 設置	
50 . 7		県内光化学スモッグ、史上最高の濃度0.33ppmと被害届出者14,032人を記録
51 . 3	環境衛生第二課庁舎 完成	
51 . 6		「振動規制法」制定
53 . 6		「水質汚濁防止法」に総量規制が導入される
54 . 3		県、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」制定
55 . 4		貴重な野生生物の国際取引を規制するワシントン条約批准承認
56 . 1	市内荒川に不法投棄廃棄物によるシアン流出、大久保浄水場取水停止 第一水光園 完成	絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、えづけを開始
57 . 12		
58 . 4	不燃物の広域処理開始(資源化処理施設稼働)	
58 . 4		「浄化槽法」公布(昭和60年10月施行)
59 . 4		全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる。 「湖沼水質保全特別措置法」成立
59 . 8		環境庁、トリクロロエチレン等の排出にかかる暫定指針を設定
61 . 4		名古屋新幹線訴訟の和解成立
61 . 5		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48年公布)」の改正
61 . 7	熊谷市快適な環境づくり推進会議設置	
62 . 3	「熊谷市快適な環境づくり計画」策定	
62 . 6		「絶滅の恐れのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」成立
62 . 7	環境部設置(環境保全課・環境衛生第一課・環境衛生第二課)	
63 . 3		「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布
63 . 4	熊谷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付開始	
平成 元 . 3		「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加)
2 . 6		「水質汚濁防止法等の一部を改正する法律」公布(生活排水対策に関する規定の整備)
2 . 10	生活排水処理計画策定委員会 設置	地球環境保全に関する関係閣僚会議、「地球温暖化防止行動計画」を決定
	熊谷市リサイクル活動推進協議会 設置 熊谷市リサイクル活動推進奨励金交付開始	
3 . 3	「ムサシトミヨ」が埼玉県指定天然記念物となる	
3 . 4	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付開始	「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
3 . 10		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」公布

資料編 3 環境年表

年 月	熊 谷 市	全 国 の 動 き
4 . 3	熊谷市一般廃棄物最終処分場 設置	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布
5 . 11		「環境基本法」公布
6 . 7	熊谷市環境美化推進員 設置	
6 . 8	熊谷市不法投棄監視員 設置	
6 . 9	熊谷市環境美化功労者表彰開始	
6 . 12		「環境基本計画」閣議決定
7 . 4		「容器包装リサイクル法」公布
7 . 7	農業集落排水施設(「中条・星宮2」地区)共用開始	
8 . 3		七都県市低公害車指定制度の発足
8 . 10	ごみ袋の透明・半透明袋導入	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」告示
9 . 4	「熊谷市合併処理浄化槽設置指導要綱」制定	
9 . 6		「環境影響評価法」公布
9 . 12		地球温暖化防止京都会議(COP3)開催、京都議定書採択
10 . 3	「熊谷市環境基本条例」制定	県、「埼玉ゼロエミッション行動計画」策定
10 . 4	焼却灰のセメント利用実証試験開始	
10 . 6		政府、「地球温暖化対策推進大綱」決定
10 . 7	熊谷市環境審議会 設置	「特定家庭用機器再商品化法」公布
10 . 10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
10 . 12	くまがやゼロエミッションプラン「熊谷市一般廃棄物処理基本計画」策定	
11 . 2		所沢野菜のダイオキシン問題が起きる。
11 . 7		「ダイオキシン類対策特別措置法」公布
11 . 9	環境庁 ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果の公表	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」公布(H12.1施行)
12 . 3	「熊谷市環境基本計画」策定	
12 . 4	ペットボトル資源化回収開始	
12 . 5		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
12 . 6		「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布
13 . 1		「循環型社会形成推進基本法」公布
13 . 3	「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」制定	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布
13 . 3	「熊谷市地球温暖化対策実行計画」策定	環境省設置
13 . 3	熊谷市きれいな空気監視員 設置	
13 . 4	衛生センター大里広域市町村圏組合に移管	「家電リサイクル法」施行
13 . 4	紙類資源化回収開始	
13 . 6		「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布
13 . 7		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布(H14年4月施行)
14 . 4		県、「生活環境保全条例」公布(H14年4月施行)
14 . 4		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
14 . 5		「土壌汚染対策法」公布(H15年2月施行)
14 . 7		「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布(H15年4月施行)
14 . 10	大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター排ガス高度処理施設整備工事完了	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布(H16年度中に施行予定)
14 . 12		「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」施行
15 . 2		県、「土砂の排出、堆積等の規制に関する条例」公布
15 . 4	環境保全課を環境対策課に改組し廃棄物対策係設置	県、産業廃棄物に係る市町村職員の県職員併任制度の導入
15 . 4	環境衛生第一課を環境衛生課に環境衛生第二課を環境美化センターに改組	「土壌汚染対策法」施行
15 . 6		「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」交付・施行

資料編 3 環境年表

年月	熊谷市	全国の動き
15. 7		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布（平成15年10月一部施行）
16. 6		「特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための法律公布」（H17年6月施行）
15. 10		県「生活環境保全条例」に基づくディーゼルの排出ガス規制開始
16. 3	「熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」制定（H16.7.1施行） 「熊谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正（H16.5.1施行）	県「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」策定
16. 8	熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会 設置	県「県生活排水処理施設整備構想」策定
17. 1		「自動車リサイクル法」施行
17. 2		京都議定書発効 「石綿障害予防規則」公布（H17年7月施行）
17. 10	熊谷市、大里町、妻沼町が合併し「熊谷市」となる。環境対策課を環境政策課及び廃棄物対策課に改組。合併に伴い妻沼清掃センターが新たに環境部に加わる。	
18. 2		「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布（H18年3月施行） 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布（H18年10月施行） 「第3次環境基本計画」閣議決定
18. 4		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」交付（H19.10.10施行）
18. 6	「熊谷市路上等の喫煙及び吸殻の散乱の防止に関する条例」制定（H18.10.1施行）	
18. 12	「熊谷市ホテルの保護に関する条例」制定（H19.2.13施行） 「熊谷市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」制定（H19.2.13施行）	
19. 2	熊谷市、江南町が合併し「熊谷市」となる。荒川南部環境センターが新たに環境部に加わる	
19. 3	「熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例」制定（H19.7.1施行）	県「埼玉県アライグマ防除実施計画」策定
19. 4	「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」交付開始	
19. 6		「エコツーリズム推進法」公布（H20.4施行） 県「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）」策定 県「第5期分別収集促進計画」策定
19. 7		
19. 8	熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を更新（8月16日）	
19. 10	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	
19. 11		「第3次生物多様性国家戦略」策定 県「川の国埼玉 川の再生基本方針」策定
20. 3	「熊谷市環境基本計画」策定	県「第2次ごみ処理広域化計画」策定
20. 4	「熊谷市地球温暖化対策実行計画書」策定	県「生物多様性県戦略」策定 京都議定書第一約束期間開始 県「彩の国みどりの基金」設置 県「埼玉県みどりと川の再生推進本部」設置
20. 6		生物多様性基本法公布（H20.6施行） 環境省「平成の名水百選」発表 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布（H21.4施行）
20. 11		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（H21.10施行）
20. 11		県「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令の一部を改正に伴い、埼玉県生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加（H21.10施行）
20. 12		県「生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（H21.10施行）」 県「水生生物の保全に係る水質環境基準」の類型指定の告示（基準適用H21.4）
21. 2		県「地球温暖化対策実行計画」策定
21. 3	「熊谷市地球温暖化対策地域推進計画」策定 「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定	県「埼玉県地球温暖化対策推進条例」制定
21. 3	「熊谷市景観計画」策定	県「石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」策定（H21.4施行）

資料編 3 環境年表

年 月	熊 谷 市	全 国 の 動 き
21 . 4	熊谷市の政令市指定（水質、土壌） ムサシトミヨ保護が環境部に移管 「住宅用高効率給湯器設置費補助金」交付開始	土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布
21 . 9		「微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準」告示
21 . 10		県「地球温暖化対策推進条例」に基づく建築物環境配慮制度開始
22 . 3	「熊谷市生活排水処理基本計画」策定	
22 . 4	「合併処理浄化槽維持管理補助金」交付開始	改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の完全施行により、事業者（特に業務部門）の省エネ対策が強化される。
22 . 5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 （大気：構造改善命令、自主測定、排出状況把握、排出抑制 水質：指定施設、指定物質、自主測定、事故時の措置、状況把握、排出抑制）
22 . 10	熊谷市地球温暖化防止活動推進センターの開設 （運営団体：特定非営利活動法人 熊谷の環境を考える連絡協議会） 県から「環境みらい都市」に認定される 「熊谷市都市環境改善基本計画（エコまちづくり熊谷）」策定	第10回生物多様性条約締約国会議において愛知ターゲット採択
23 . 3	「熊谷市緑の基本計画」策定 「熊谷市地域公共交通総合連携計画」策定	3.11東日本大震災
23 . 4	ムサシトミヨが「市の魚」になる	
23 . 6		「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 （地下水汚染の未然防止） 地上波アナログ放送の終了
23 . 7		世界の人口70億人突破（10月31日国連発表）
24 . 10		
24 . 2	「熊谷市ほたるを保護する会」設立	
24 . 7	「軟喜院聖天堂」国宝に指定	再生可能エネルギー固定価格買取制度 開始 「地域循環圏形成推進ガイドライン」公表
24 . 9	「災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定」を締結	
24 . 10	第1回ひと涼みアワード「トップランナー賞」受賞	
25 . 3	「熊谷市総合振興計画・後期基本計画」策定	
25 . 10	ひと涼みアワード2013「行政トップランナー特別賞」受賞	
26 . 3	「熊谷市環境基本計画（改訂版）」策定	
26 . 3	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）」策定	
26 . 4		「エネルギー基本計画」閣議決定 「水循環基本法」公布 「雨水の利用の推進に関する法律」公布
26 . 10	ひと涼みアワード2014「トップランナー賞」受賞	
27 . 3	「第2次熊谷市地球温暖化対策実行計画」策定 「第3次熊谷市事務事業地球温暖化対策実行計画」策定	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」公布
27 . 9		国連サミットにおいて「SDGs」を採択
27 . 10	ひと涼みアワード2015「最優秀啓発賞」受賞	「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
27 . 12		COP21において「パリ協定」を採択
28 . 3	「熊谷市生活排水処理基本計画」策定 「熊谷市緑の基本計画（改訂版）」策定	
28 . 4		電力の小売完全自由化
28 . 10	ひと涼みアワード2016「トップランナー賞」受賞	「地球温暖化対策計画」閣議決定
28 . 11	熊谷市エコシヨップ認定制度開始	
28 . 11		「パリ協定」発効
29 . 10	ひと涼みアワード2017「トップランナー賞」受賞	
30 . 3	「第2次熊谷市環境基本計画」策定	
30 . 7	熊谷市で国内最高気温を更新（7月23日）	「気候変動適応法」制定
30 . 10	ひと涼みアワード2018「官民連携部門最優秀賞」受賞	「気候変動適応計画」を閣議決定
31 . 3	「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定	
令和 1 . 11	ひと涼みアワード2019「トップランナー賞」受賞	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定

資料編 3 環境年表

年 月	熊 谷 市	全 国 の 動 き
2 . 4	「熊谷市住宅用外付け日よけ設置費補助金」交付開始 「電気自動車充電設備（V2H）設置費補助金」交付開始 「熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金」交付開始	
2 . 5	ひと涼みアワード「殿堂入り」決定	新型コロナウイルス感染拡大（通年）
2 . 10	ひと涼みアワード2020「熱中症ケア部門最優秀賞」受賞	菅首相「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
3 . 3	「第3次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」策定 「第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」策定 「熊谷市緑の基本計画」策定	
3 . 4	「熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金」の交付要件に登録薬剤による防除を追加 熊谷市気候変動適応センター設置	地球温暖化対策計画 閣議決定 温室効果ガス46%削減を目指すことを表明
4 . 1	エアコンサブスクリプション事業始動 熊谷市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品交付開始	
4 . 10	「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言	COP15において「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を採択 「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定

## 環境用語集

### 〈あ行〉

#### アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時に、すぐ発進できるようにエンジンを空回しさせたままにした状態(アイドリング)をやめる運動

埼玉県環境基本条例により、信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

#### アスベスト

石綿ともいわれ、耐熱性、耐薬品性等にすぐれており、工業原料として幅広く利用されてきた、天然に存在する繊維状の鉱物。しかし、飛散したアスベストを吸入することにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等が引き起こされることが明らかとなった。

平成17年6月以降、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことを受け、規制対象の建築物の規模要件の撤廃や対象建築材料の拡大、工作物の追加等、規制を拡充・強化している。

#### エコライフ DAY

埼玉県民一人ひとりのライフスタイルの変革のきっかけづくりとして、チェックシートを使い、省エネ、省資源の「エコライフ」を経験してもらう取組

#### 一酸化炭素 (CO)

燃料の不完全燃焼により発生する気体。生体に入ると酸素の供給を阻害する。主な発生源は自動車である。

#### 一般大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

#### 移動発生源

自動車や船舶、航空機、鉄道車両(ディーゼルエンジン駆動)など、燃料を燃焼させることで動力を得て走行、移動し、大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質を排出する発生源

#### 雨水浸透樹 (雨水浸透施設)

コンクリート性の筒に多数の穴を開けた設備。この多数の穴から雨水の地下浸透を促す。

市街地の拡大により、コンクリートやアスファルトで覆われた地面の割合が高まっていることから、地下へ浸透する雨水の量は減少しており、湧水を水源とする多くの中小河川において、自然の水循環の衰退が懸念されている。

#### 雨水貯留槽 (雨水貯留施設)

散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して雨水を貯留し、散水や防火用水等に利用する容器。都市部においては、内水氾濫を防ぐため、地下に調節池を設け、一定量を超える水を調整している。

#### エコ・ドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法。主なものとして、アイドリング・ストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあり、運転者一人ひとりの心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

#### SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGsは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

#### NPO

NPOは、Nonprofit Organizationの略称。特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」であり、福祉、教育・文化、まちづくり、環境保全等の多様な分野において、公共の利益を目的として活動する市民団体

## 屋上緑化・壁面緑化

建築物等の構造物の表層に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。壁面緑化も広い意味で屋上緑化と捉えられる。建築物等の緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、建物内の消費エネルギーの軽減、生物の移動空間としての効果がある。

## オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンの層。オゾン層は、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。オゾンが減少するに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への様々な悪影響が引き起こされる可能性がある。

## 温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質。本来、宇宙空間に逃げるはずの熱が温室効果ガスによって地表面に戻ることに伴い、気温が上昇する現象を温室効果という。

産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素は、人類が石油や石炭などの化石燃料の燃焼によるエネルギー供給に大きく依存するようになったため、大量に大気中に放出されるようになった。

京都議定書では、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## <か行>

### 外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。外来生物には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがある。

## 化石燃料

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガスなどの有機物燃料の総称

化石燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、硫酸化合物や窒素化合物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、資源の有限性及び環境問題解決の観点から、化石燃料使用量の削減、化石燃料に替わるエネルギーの確保が大きな課題となっている。

## 合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（台所排水、洗濯排水等）を合わせて固液分離し、微生物の働きにより汚れを分解し、それを消毒し、放流する施設

## 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭で不用となったエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。平成10年6月に制定され、平成21年4月から、対象品目に、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加された。

## 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験を元に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材

## 環境基準

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

## 環境基本計画

国及び地方自治体が、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画



## 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としたもの。

リオ宣言やアジェンダ 21 の採択を受け、平成 5 年 11 月に公布・施行された。

## 環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習

環境教育は教える側の視点で使用されるが、学習者が自主的に学ぶという視点から環境学習の用語も多く用いられる。

## 環境白書

環境基本法の第 12 条の規定に基づき、政府が国会に提出する当年度の環境の状況に関する年次報告及び翌年度において講じようとする環境の保全に関する施策についてまとめて公表するもの。毎年 5 月ころに発行される。また、環境白書を公表する地方自治体も多い。

## 環境負荷

人間が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

## 環境報告書

名称の如何を問わず、事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等にかかる環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書

## 環境保全型農業

家畜排泄物の利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用削減による農業生産方式

## 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画 (Plan) をたてて実行 (Do) し、点検評価 (Check)、見直し (Act) を行う仕組み (PDCA サイクル) で、これらを繰り返し行い、目標の達成に向けて取り組んでいくこと。

## 環境ラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するもの。「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、ライフサイクルアセスメント (LCA) を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

## GJ (ギガジュール)

J は、エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位。  
G は基礎となる単位の 10 億倍の量であることを示す。

## 希少野生生物

希少野生動植物種のことで、絶滅のおそれのある野生動植物。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では、希少野生動植物種は、「国内希少野生動植物種」、「国際希少野生動植物種」、「特定希少野生動植物種」、「緊急指定種」を指す。

## 揮発性有機化合物 (VOC)

Volatile Organic Compounds のことで、トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。塗料、インキ、溶剤 (シンナー等) などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

## 京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成 9 年 (1997 年) 12 月 11 日に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。平成 17 年 (2005 年) 2 月に発効。先進国に対し平成 20～24 年 (2008～2012 年) の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成 2 年 (1990 年) 比で、5.2%削減することを義務付けている (日本は 6%) 削減数値目標を達成するために、京都メカニズム (柔軟性措置) を導入している。

## 空間放射線量

空間に存在する放射線の量。放射線の量を表す単位には、人体が受けた放射線による影響の度合いを表すシーベルトなどがある。

## クールシェア

ひとり1台のエアコン使用をやめて涼しい場所に集まることで節電、地域コミュニティの活性化につなげる取組。クールシェアスポットには、公共施設、公園、一般店舗など様々な場所がある。

## クーリングシェルター

極端な高温時に市民が暑さを避けるために市が指定できる施設で、国から熱中症特別警戒情報が発表された際は、市民に開放する必要がある。

## 公害防止協定

地方公共団体等と個別企業が公害防止の観点から、法律、条令による規制等を補完するものとして、締結した協定。

## 公害防止施設

工場・事業場等から発生する公害を防止するために必要な装置、機械機器または工作物。

具体的には、大気汚染防止のためのばい煙・粉じん・有毒ガス等を処理するための施設、水質汚濁防止のための汚水・廃液を処理するための施設、騒音防止施設、振動防止施設、地盤沈下防止施設又は悪臭防止施設を指す。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される二次汚染物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質)の総称。

いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

## 光化学スモッグ

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が日光に含まれる太陽光線の影響で光化学反応をおこすことにより生成する有害な光化学オキシダントが空中に停留しスモッグ状になったもの。

## 降下ばいじん

燃料その他のものの燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子(ばいじん)や、ものの破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂のたい積に伴い発生、飛散する物質(粉じん)などのうち、比較的粒径が大きく重いもの。その重みにより地表へと降下、あるいは雨や雪などに取り込まれて落下する。

## 高効率給湯器

エネルギーの消費効率にすぐれた給湯器。大気中の熱をエネルギー源とすることから、省エネや $\text{CO}_2$ の削減だけでなく、ヒートアイランド対策への貢献も期待されている。

## 公定法

国際機関、国家若しくはそれに準ずる公定試験機関、研究所において指定された方法をいう。

## 固定発生源

大気汚染の発生源のうち、移動性のないもの。工場や事業場が該当する。

## こどもエコクラブ

3歳から18歳までのメンバーと活動を支える大人で構成される環境活動クラブ。

平成7年、環境庁が提唱し発足した制度であり、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

## コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜のふん尿、農作物廃棄物などの有機物を微生物の働きによって醗酵分解させ、土壌改良効果をもつ有機資材(たい肥)にしたもの。

**<さ行>****最終処分場**

廃棄物の最終処分を行う施設。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分される（一部は海洋投入処分）。最終処分場には、廃棄物の飛散及び流出を防止する安定型（廃プラスチック等）、地下水の汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工が施されている管理型（汚泥等）、周囲をコンクリートで固め、雨水などが入り込まないように覆いを設けるなど、有害物質の外界への浸出を遮断する遮断型（有害物質を一定量以上含む廃棄物）がある。

熊谷市は、管理型の一般廃棄物最終処分場を有しており、リサイクルが困難な不燃物等の埋立処理や一時保管を行っている。

**さいたま環境整備事業推進積立金（けやき資金）**

埼玉県産業廃棄物協会が設立金事業として、不法投棄等の不測の事態に迅速に対応するため、昭和62年に設置した基金

**埼玉県エコアップ認証制度**

埼玉県で平成20年2月1日から、開始した制度。埼玉県生活環境保全条例に基づく「エコアップ宣言」（※）に取り組み、かつCO<sub>2</sub>削減に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証するもの。

認証を通し、事業者に公的な信用を付与することで、事業者のさらなるCO<sub>2</sub>削減の取組を支援し、事業部門におけるCO<sub>2</sub>削減を促進するものである。

※「エコアップ宣言」事業者：埼玉県生活環境保全条例第10条に基づき、環境負荷低減計画（「彩の国エコアップ宣言」）を作成、県に提出、公表の上、CO<sub>2</sub>削減等に取り組む事業者

**埼玉県生活環境保全条例**

生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定めたもの。生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月1日に施行された。

**里山**

奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

**産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

**酸性雨**

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきたもの。酸性雨には、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪等の形で沈着するもの（湿性沈着）と、ガスや粒子の形で沈着するもの（乾性沈着）の2種類がある。

酸性雨は、土壌の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

**CSR 報告書**

CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略称。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性の追求だけでなく、利害関係者（ステークホルダー）すべての利益を考え行動するとともに、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

企業がこの考え方に基づいて行う、環境や社会問題に対する取組をまとめたものをCSR報告書という。

**次世代自動車**

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。

電気、太陽熱、天然ガス、水素等を動力源とする自動車の研究が行われている。このうち、現在実用段階にあるものとしては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車がある。

### 自動車使用管理計画制度

自動車NOx・PM法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県内で30台以上の自動車（軽自動車を除く。）を使用する事業者が、低公害車の導入や自動車の使用合理化等に関する計画を作成・提出し、毎年度実績を知事に報告する制度

### 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局

### 臭気指数規制

悪臭について、におい全体の強さを人の嗅覚を用いて測定（三点比較式臭袋法）し、規制すること。特定の悪臭物質の排出濃度に着目した物質濃度規制と異なり、住民の被害感と一致しやすく、多種多様なにおいの物質に対応でき、複合臭等を効果的に規制することができることとされている。

### 循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、第1に、製品等が廃棄物等となることを抑制し、第2に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に処理し、最後にどうしても処理できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現されると、定義される。

### 省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。昭和54年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）制定により、大規模な工場ではエネルギー管理者の選任や定期的な報告などが求められ、機器のエネルギー消費効率に基準を設定して省エネルギー化を促すなどの措置を行うことが義務付けられている。

二度の法改正により、店舗・ホテル等業務用建物のほか、運輸業等に対象を拡大するとともに、エネルギー消費効率の改善が進んだが、エネルギー需要の増大に伴い、絶対量自体は増加しており、今後の対策が必要となっている。

### 省エネルギー診断

建物・ビル・工場など、建物の仕様や設備システム及び現状のエネルギー使用量にいたる各々について調査を行い、詳細な分析のもとで、各建物に合った省エネルギー手法を提案するサービス。

例えば、空調や照明の使用量や使用量、機器の性能と使用状況など、効率的な機器の運転方法、現在の機器を省エネ型の機器に更新した場合の省エネ率などについてアドバイス等を行うものがある。

### 蒸散作用

植物が根から吸い上げた水を、葉から水蒸気として放出する働き。

### 除染

放射性物質が付着した土や草木を取りのぞいたり、土で覆ってしまうことで、生活する空間での放射線の量を、健康に対する影響がほとんど考えられないレベルまで減らすこと。

### 再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

### 地盤沈下

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象。環境保全上問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などによる人為的要因による地盤沈下やトンネル工事や農地排水などであり、土木開発や農地開発が原因となることもある。

地盤沈下の影響として、「海拔ゼロメートル地帯」の発生や排水の悪化による冠水、道路や建物などの建造物の歪曲や破壊等、甚大な被害の発生が懸念される。

### 水準基準

水準測量に用いる際に標高の基準となる点のうち、海の潮位や河川の水位を知るためのもの。

## スマートタウン

太陽光発電など再生可能エネルギーを効率よく使い、環境負荷を抑えるまち

## スマートハウス

ITCにより、家庭内の発電システムや家電などをコントロールしてエネルギー消費が最適化するよう制御された省エネ住宅

## 生産緑地

都市計画法により定められた市街化区域内にある農地等。公害または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること、500㎡以上の規模の区域であること、用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることが条件として掲げられている。

## 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしている。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりのものから、地球という巨大な空間まで、さまざまな捉え方ができる。

## 生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

## 絶滅危惧種

生息環境の急速な変化、生物の移入、乱獲などにより、すでに絶滅したり、絶滅寸前に迫いやられたりした動植物の種のこと。

## ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとする住宅のこと。

## ZEB（ゼブ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル略称。高断熱化、自然エネルギー利用、高効率設備等の導入によるエネルギー消費量の大幅な削減と、太陽光発電等の利用によって、正味のエネルギー消費量ゼロを目指す建築物のこと。

## ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を他の産業の原料やエネルギーとして利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）を限りなくゼロに近づける循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

## <た行>

### ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）で定義される物質、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）がある。プラスチックや漂白された紙等の炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程等で意図せざるものとして生成される、毒性の強い物質である。生殖、脳、免疫系に対して生じうる影響が懸念されている。

### 太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

### 多機能型石積護岸

治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した、水と緑豊かな護岸を作る工法  
工事後の生態系の回復や、美しい自然景観を創出することができる護岸である。

## 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、水洗し尿のみを処理する浄化槽。し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水は、河川等にそのまま排出され、水質汚濁の原因となることから、し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽が開発され、平成 13 年 4 月以降、浄化槽法では、単独処理浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

今後は、すでに設置されている多くの単独処理浄化槽を合併処理に転換することが課題となっている。

## 地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度を保つ効果があるが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加しており、地球の平均気温が上昇していること。

## 地産・地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減につながるという視点からも注目されている。

## 窒素酸化物

一酸化窒素(NO)と、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)を主として、石油やガス、石炭などの燃焼に伴い発生するもの。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、とくに二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼす。発生源は、工場、自動車、家庭の厨房など様々である。一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物という。

## dB(デシベル)

音の大きさ(音圧レベル)または振動の大きさを指す単位。騒音のレベルの評価は、周波数ごとの人の耳の聞こえ方に近い補正を加えることが多く、その場合は、特にdB(A)と記述することがある。

## デポジットゲージ法

降下ばいじんを測定する方法。大気中の汚染物質中、自重により、または雨とともに沈降するばいじんそのほかの不純物を漏斗に受け、連結管によってビンに捕集する。降下ばいじん量は、不溶解性物質総量と溶解性物質総量の和で求められる。

## 透水性塗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる塗装方法。地下水の涵養や都市型洪水を防止する効果があることから、都市部の歩道に利用されることが多い。

また、アスファルト舗装と比較して太陽熱の蓄積を緩和できることから、ヒートアイランド対策の効果も期待されている。舗装の素材としては、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

## 〈な行〉

### 二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

### 熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなる、温度や湿度などを基に推計した暑さ指数の予測値が3.3以上になった場合に危険な暑さへの注意を呼び掛け、熱中症予防行動をとることを促すための情報

### 熱中症特別警戒アラート

県内すべての観測地点で暑さ指数の予測値が3.5以上になった場合に一段上の警戒情報として発表され、市が指定したクーリングシェルターが開放される。

熊谷市のクーリングシェルターは、猛暑日等の高温時の避暑先として、土日を含めた施設の営業時間を開放期間として実施している。

### 農業集落排水処理施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を保全するための生活排水処理施設。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とした小規模分散の集合処理形式をとっており、数集落単位で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻している。

### ノーカーデー

特定の日や曜日を設定し、自動車の利用を自粛する取組。自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を図り実施される。

行政機関を中心に民間企業等、多くの事業所で取り組まれている。

## 野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却すること。野焼き行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「埼玉県生活環境保全条例」で原則的に禁止されている。

## <は行>

### パークアンドライド

都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へ公共交通機関（鉄道やバス）で移動するシステム。都心部への自動車の乗り入れを規制するための一つの手法

### パートナーシップ

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業を行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念をもち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは、燃料として利用されているだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができるため、これらを軽油等と混合して使用することにより、地球温暖化防止への貢献が期待されている。

### パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）。2020年以降の地球温暖化対策を定めている。京都議定書以来、18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する196カ国全てが参加する枠組みとしては世界初である。

日本では国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）にすることとしている。

### pH（ピーエッチ）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。中性ではpH7であり、数値が小さいほど酸性度が高い。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のことであり、この数値が大きいかほど川は汚れている。単位はmg/lで表示される。

### ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態となることからヒートアイランド（熱の島）といわれる。

平成16年3月、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において「ヒートアイランド対策大綱」が策定され、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき対策が体系的に取りまとめられている。

### ppm（ピーピーエム）

ppmは、Parts per millionの略。大気汚染の濃度表示などに用いられる。1m<sup>3</sup>（100万cm<sup>3</sup>）の空気中に1cm<sup>3</sup>の硫酸酸化物が混じっている場合、硫酸酸化物濃度は1ppmと表示される。

### ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「Bio」と、場所を意味する「Tope」を合成した言葉。野生生物の生息空間を意味する。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 5R（ファイブアール）

リデュース、リユース、リペア、リフューズ、リサイクルのごみを減らすために必要なRから始まる5つの単語の頭文字

## フィルターバッグ法

NO<sub>2</sub>やSO<sub>2</sub>を吸収するトリエタノールアミンをろ紙に含浸させたもの。バッグ式で胸ポケットなどに取り付けることが可能であり、個人ばく露量測定に適しており、大気濃度測定にも応用できる。

## フェーン現象

湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。または、上空の高温位の空気塊が力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高くなる現象

## 不法投棄

ごみが、山林や河川敷等の定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や現状回復のための措置が大きな課題となっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならない。不法投棄は、ごみの処理費用が高騰するに従って増加する傾向にある。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

SPMは、Suspended Particulate Matterの略称。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μmは1mmの1,000分の1）以下のものをいう。主に工場や事業場から排出され、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

## <ま行>

### マイクロ・プラスチック

大きく二種類に分類されており、洗顔料や化粧品等に使用されている小さなプラスチックの原料である「一次プラスチック」と、川から海へと至り、波の力や紫外線の影響で細かく砕かれたプラスチックごみである「二次プラスチック」を指す。

## マイバッグ

消費者が持参する買い物袋。

マイバッグを持参して、レジ袋を辞退する取組をマイバッグ運動という。レジ袋の削減により、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながる。誰もがができる身近な環境活動の象徴的な運動としても位置づけられる。

## マイ箸運動

携帯用の箸を持参することにより、割り箸の使用量を削減するとともに、使い捨てのライフスタイルの見直しを呼びかける運動。

なお、割り箸に残留する防かび剤や漂白剤による影響も注目されており、厚生労働省では、これらの化学物質の試験法や溶出量の目安を定めるなど、監視体制の強化を図っている。

## 緑の環境軸

自然空間を緑でつなぎ、ネットワーク化すること。主に都市計画の分野で用いられる用語

## メタン

有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する天然ガスの主成分。

メタンは、温室効果ガスのうち原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼしている。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。

有機性廃棄物の処理および温暖化防止の取組として、メタン発酵を利用した処理プラントの導入等がみられる。

## <や行>

### 有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されているもの。

## 湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。地表面の被覆が進んでいる都市部では、雨水の浸透不足による地下水位の低下に加え、トンネルやビル、地下鉄などの地下構築物が地下水の流れを遮断することにより、湧水や付近の井戸を枯渇させる傾向にある。また、開発の影響により、湧水地点そのものが失われてしまうこともある。

## 遊水池

洪水を一時的に溜めて、洪水の最大流量を減少させるために設けた区域。遊水池には、河道と遊水池の間に特別な施設を設けない自然湧水と、河道に沿って遊水池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を遊水池に流し込むものがある。



## ら行&gt;

**ライフサイクル**

製品の、その原料採取から、製造、流通、使用、リサイクル・廃棄にいたる循環のこと。この全ての段階において、資源やエネルギーの消費、環境汚染物質や廃棄物の排出など様々な環境への負荷が発生している。

環境への負荷をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法をライフサイクル評価 (Life Cycle Assessment : LCA) という。LCA の活用により環境負荷の低減を図ることができる。

**リサイクル (再資源化)**

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用 (再資源化) と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル (熱回収) の2種がある。

**リデュース (発生抑制)**

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される概念である。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階の見直しが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる見直しが必要となる。

**リフューズ (不要なものの受取拒否)**

不要なものや余計なものを買わない又はもらわないこと、過剰な包装を断ること。食材は食べきれぬ分だけを購入する、レジ袋や割り箸、使い捨てスプーンをもらわないこと。

**リペア (修理しての使用)**

修理や手入れをしながら長く使うこと。着なくなった服はリフォームして使用すること、故障した家電製品を修理して使用すること。

**リユース (再使用)**

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び利用する「製品リユース」や製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

**レッドデータブック**

日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたものをレッドリストといい、レッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめ、出版物として発行したもの。

国際自然保護連合 (IUCN) が、昭和41年 (1966年) に、初めてレッドデータブックを発行した。日本では、平成3年に『絶滅のおそれのある野生生物』のタイトルで環境庁より発行され、現在はその改訂版が発行されているほか、多くの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されている。



スマク!スマガヤ

©熊谷市

熊谷市環境白書 資料編(令和5年度版)

令和6年3月

---

発行 埼玉県熊谷市

編集 熊谷市環境部環境政策課

熊谷市江南中央一丁目1番地

048-536-1547

---